

重要

共済契約者の皆様へ

建退共制度の利用に当たっては、下記の七点にご留意ください。

★共済証紙の購入について★

元請・下請を含めた対象労働者と就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入することになっています。ただし、的確な把握が困難な場合には「共済証紙購入の考え方について」(ホームページ及び事務処理の手引き)を活用してください。

★元請事業主より下請事業主への現物交付について★

元請事業主は、工事に従事する下請の労働者の延人数と就労日数に対応する額を下請へ現物交付してください。

★掛金の負担について★

退職金の原資である掛金については、全額事業主が負担するものであり、給与天引き等で、一部でも被共済者に負担させることはできません。

★共済証紙貼付状況の確認について★

共済契約者が共済手帳を保管している場合は、証紙貼付時(少なくとも賃金の支払いの都度)に、被共済者本人に共済証紙の貼付状況を確認させてください。

★共済手帳の更新について★

公共工事・民間工事を問わず共済手帳に共済証紙を貼付してください。また、共済手帳に250日分貼り終えたら、すみやかに更新手続きを行ってください。

★被共済者が退職した場合について★

被共済者が事業所を退職したときは、必ず共済手帳をお渡しください。また、退職金の受給資格を有する被共済者に対しましては、退職金請求のご指導をお願いします。

★建設業退職金共済制度の加入について★

役員報酬を受けている者や事務専用社員、中退共・清退共・林退共に加入している人は、加入することはできません。また、被共済者の方が、代表者又は役員報酬を受けることになったときは、引続き被共済者でいることはできません。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
建設業退職金共済事業本部
TEL 03-6731-2867・2866

建退共

検索

